

2020年10月7日

「むさしの暦年贈与型信託～贈る想い～」の取扱開始について

武蔵野銀行（頭取 長堀 和正）では、2020年10月8日（木）より、生前贈与（暦年贈与）を活用し、お客さまの円滑な資産承継ニーズにお応えする「むさしの暦年贈与型信託～贈る想い～」の取扱いを開始いたしますので、お知らせします。

本商品は、贈与税の非課税枠（1人あたり110万円）を活用することで、生前の円滑な資産承継をサポートするもので、贈与契約等を行うことなく、簡単な手続きで確実に生前贈与を行うことができます。

また、早い時期から長期間に亘る計画的な資産承継や、孫への資産承継といったニーズにもお応えいたします。

この生前贈与を活用した信託商品の取扱いは、首都圏の地方銀行で当行が初めて注
となります。

当行では今後も、お客さまの資産承継や相続に関する様々なニーズにお応えするサービスの提供に取り組んでまいります。

注：信託業務の兼営認可取得行で、自行独自商品として取扱い

《商品概要》

商品名	むさしの暦年贈与型信託～贈る想い～		
信託金額	500万円以上（1万円単位） * ご契約後の追加も可能です		
信託期間	30年		
概要	お客さまから信託されたご資金を当行が元本保証の金銭信託で運用・管理し、毎年一定の期間に一度、お客さまの希望に応じて、あらかじめ指定されたご親族さまに、指定された金額を贈与することができます。		
	特徴	簡単	贈与契約書の作成や振込みなど、お手順の掛かる手続きが不要となります。
		安心	贈与取引の記録が残ります。複数の方への贈与や複数年に亘る贈与などの場合も安心です。
		確実	毎年当行から贈与のお知らせをしますので、贈与の機会をお忘れになることはありません。

以上

本件に関するお問い合わせ先
ソリューション営業部 信託コンサルティンググループ 吉岡
TEL (048) 641 - 6111 (代) 内線 2391